

8. その他サービス等

(1) 食の自立支援事業

調理をすることが困難な障がい者世帯で食の確保が困難な方やじん臓食などの栄養管理を必要とする方を対象に栄養バランスがとれた食事を定期的に自宅に配食するとともに、配食の際に安否確認を行うことにより、障がい者の充実した在宅生活を支援します。

対象者	次の①～③のすべてに該当する人 ① 身体障害者手帳1・2級もしくは療育手帳の所持者 ② 65歳未満 ③ ひとり暮らしの人またはそれに準ずる人
利用 上限回数	週6食まで（月曜日～土曜日の昼食もしくは夕食から）
利用者 費用負担	1食あたり 400円
手続きに 必要なもの	(1) 大分市障害者食の自立支援事業利用申請書（窓口に備え付けあり） (2) 身体障害者手帳または療育手帳
受付場所	市役所障害福祉課 東部・西部保健福祉センター

《お問い合わせ》 障害福祉課

(2) 在宅重度身体障害者緊急通報サービス

ひとり暮らし等の重度身体障がい者は緊急通報サービスを受けることができます。

※ 申請に際し、近隣の協力者が2～3名必要です。市民税額によっては設置時に30,000円の自己負担が発生します。

対象者	次の①～③のすべてに該当する人 ① 身体障害者手帳1・2級 ② 65歳未満 ③ ひとり暮らしの人またはそれに準ずる人
手続きに 必要な 書類等	(1) 大分市在宅重度身体障害者緊急通報サービス事業利用申請書（窓口に備え付けあり） (2) 身体障害者手帳 (3) 利用誓約書（窓口に備え付けあり） 調査同意書（窓口に備え付けあり）
受付場所	市役所障害福祉課（支所での受付はできません）

《お問い合わせ》 障害福祉課

(3) 生活福祉資金の貸付

低所得者世帯、障がい者世帯、又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付事業です。

《お問い合わせ》 大分市社会福祉協議会 TEL 097-547-9562
FAX 097-547-9583

(4) 手話関係

① 手話通訳者・要約筆記者等の派遣

聴覚障がい者又は大会、講演会等で手話通訳者・要約筆記者等を必要とする時に派遣します。

対象者	大分市に住所を有する聴覚障がい者(個人)	大会・講演会等主催者
手続・申込先	(1)あらかじめ「利用者登録申請書」を大分市に提出してください。 (2)登録後、実際に派遣を依頼するときは、直接大分県聴覚障害者協会に申込みをしてください。	「大分市意思疎通支援者派遣申請書」を大分市に提出し、大分県聴覚障害者協会に申込みをしてください。
派遣費用	無 料。 ただし、派遣時間中の交通費、入場料などの経費については、対象者（申請者）の負担になります。（会場等までの通訳者の交通費は不要です。）	料金等については、大会・講演会等の内容等により必要経費の負担をお願いする場合がございますので、事前に下記問い合わせ先へご確認ください。
注意事項	※ 個人で初めて利用される方や、大会・講演会等の主催者は障害福祉課までご相談ください。 ※ 原則として、派遣希望日の5日前(休日等を除く)までに申請してください。 ただし、緊急の場合はその限りではありません。 ※ 利用の際には必ず住所・名前・TEL・FAX番号を記入して下さい。	

《お問い合わせ》 社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会……大分市大津町1丁目9番5号
TEL 097-551-2152 FAX 097-556-0556

② 盲ろう者通訳介助員の派遣

視覚および聴覚に障がいがある方に通訳介助員を派遣します。

対 象 者	大分市に住所を有する視覚障がいおよび聴覚障がいの重複による障がい程度が2級以上で、通訳介助員が必要と認められる方
手続・申込先	(1)あらかじめ「利用者登録申請書」を大分市に提出してください。 (2)登録後、実際に派遣を依頼するときは、直接大分県聴覚障害者協会に申込みをしてください。
派遣費用	無 料。 ただし、派遣時間中の交通費、入場料などの経費については、対象者（申請者）の負担になります。（待ち合わせ場所までの通訳介助員の交通費は不要です。）
注 意 事 項	※ 年間240時間を限度として利用できます。 ※ 原則として、派遣希望日の1週間前(休日等を除く)までに申請してください。 ただし、緊急の場合はその限りではありません。 ※ 利用の際には必ず住所・名前・TEL・FAX番号を記入して下さい。

《お問い合わせ》 社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会……大分市大津町1丁目9番5号
TEL 097-551-2152 FAX 097-556-0556

緊急通報FAX { 事件・事故のとき……県警察本部 097-538-3110
火災・緊急のとき……市中央消防署 119

③ 手 話 講 習 会

手話奉仕員の養成のための手話講習会を開催します。

日 時	会 場 場 所
4月4日～3月27日 毎週木曜日 午後6時30分～午後8時30分	大分県総合社会福祉会館（大津町2-1-41） ※入門・基礎課程
4月5日～3月28日 毎週金曜日 午前10時～正午	大分県聴覚障害者センター（大津町1-9-5） ※入門・基礎課程
4月6日～3月29日 毎週土曜日 午前10時～正午	大分県総合社会福祉会館（大津町2-1-41） ※入門・基礎課程

◆受講料 無料 ただし、テキスト代 7,100 円（自己負担）

《お問い合わせ》社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会……大分市大津町1丁目9番5号

TEL 097-551-2152 FAX 097-556-0556

④ 手話通訳者の配置

聴覚に障がいのある方が、市役所での各種届出や申請等を行う際に、手話通話者がお手伝いさせていただきます。

配 置 先	配 置 日	配 置 時 間
大分市役所障害福祉課	毎日	午前8時30分～午後6時 ※ただし手話通訳者が1人配置の日は 午後17時15分まで（不定期）
鶴崎市民行政センター	毎週 月曜日・金曜日	午前10時～午後3時
植田市民行政センター	毎週 火曜日・金曜日	
明 野 支 所	毎週 水曜日・金曜日	
大 南 支 所	毎週 月曜日	

《お問い合わせ》障害福祉課

（5）点 字 関 係

① 点訳ボランティア養成講座

点訳ボランティアの養成講座を開催します。

◎ 大分市社会福祉協議会

場 所	J:COMホルトホール大分4階「ボランティアルーム」
日 時	毎週木曜日 午後1時30分～午後4時
定 員	10人

《お問い合わせ》大分市社会福祉協議会大分市ボランティアセンター ☎ 097-547-7419

② 点 字 図 書 館

目の不自由な方のお求めに応じて点字図書の貸出やプライベートサービス（代読・代筆・辞書引き等）をします。

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
大分市点字図書館 むくどり文庫	J:COMホルトホール大分3階	097-543-2033

開館時間及び休館日

開館時間 午前9時～午後5時

休 館 日 毎週月曜日・土曜日・祝日・J:COMホルトホール大分の休館日

(6) 大分市おもちゃライブラリー

心身に障がいを持つ子どもたちの「みる」「きく」「ふれる」といった機能や感覚を養い、情緒の発達を促すため、パズルやブロック、ぬいぐるみ等のおもちゃを貸出します。

開設時間	午前9時～午後4時（土・日・祝を除く）
場所	大分市西部公民館同一建物……大分市王子新町5番1号

《お問い合わせ》大分市障がい者虐待防止センター（TEL 097-545-1652 FAX 097-544-5671）

(7) 障がい者福祉センター

日常生活に必要な福祉用具の展示と相談業務を行う福祉用具展示相談室、運動機能の維持を図る機能回復訓練室やウォーキングプールなどの施設を配置しています。

開館時間及び休館日

開館時間 午前9時～午後9時

休館日 毎月第2・4月曜日、年末年始12月28日～翌年1月3日

《お問い合わせ》障がい者福祉センター（J：COMホルトホール大分3階）

TEL 097-576-8880 FAX 097-544-3020

9. 相談事業等

大分市障がい者相談支援センター

利用料 無料

- ◆内容 障がいに関する相談を行います。
- ◆利用方法 電話、FAX、来所、訪問などご希望にあわせ、ご相談に対応します。
- ◆場所 王子新町5番1号（大分西部公民館同一建物）
- ◆開所時間 （平日）午前9時～午後9時（午後6時以降は緊急相談のみ）
（土・日曜日、祝日、年末年始）午前9時～午後6時
- ◆休所日 なし（年中無休）
- ◆連絡先 ●緊急以外の相談
主に身体障がいのある方：さざんか 電話 097-576-8887 FAX 097-576-7554
主に知的障がいのある方：コーラス 電話 097-576-8888 FAX 097-579-6886
主に精神障がいのある方：きぼう21 電話 097-576-8889 FAX 097-546-2158
●緊急相談
緊急相談ダイヤル「あんしんコール」電話 097-529-7299

※家族等介助者の急病による不在、障がい者虐待、障がいのある方の状態変化等により、自宅等での生活を継続することが困難となったときなどの緊急な対応が必要になったときなどは、「あんしんコール」にご連絡ください。相談内容に応じて、必要な支援等を行います。